

各 私 立 学 校 設 置 者
各私立専修学校を設置する学校法人理事長
各私立専修学校を設置する準学校法人理事長
各 私 立 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長
社団法人岩手県専修学校各種学校連合会会長

様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 23 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱及び高校生
修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）の
制定について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、標記に係る事業計画書の提出については、別途依頼します。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

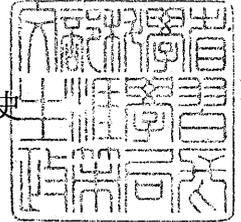
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>



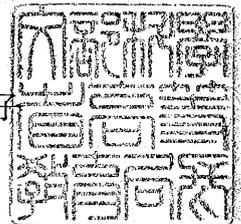
23文科高第875号
平成24年2月2日

岩手県知事
宮城県知事 殿
福島県知事

文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆 史



文部科学省高等教育局長
板東 久美子



平成23年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
交付要綱及び高校生修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校
等教育環境整備支援臨時特例交付金）の制定について（通知）

標記のことについて、別添のとおり制定されましたので通知します。

担当：

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室専修学校第二係

TEL 03-5253-4111(内2938) FAX 03-6734-3715

E-mail shosensy@mext.go.jp

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第四係

TEL 03-5253-4111(内2547) FAX 03-6734-3396

E-mail sigakujo@mext.go.jp



**平成23年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱
(高校生修学支援基金)**

平成23年11月21日 文部科学大臣 裁定

(通則)

- 1 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金（以下「教育環境整備支援交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 教育環境整備支援交付金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県（以下「交付対象県」という。）に基金を造成し、この基金を活用することにより、交付対象県に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の安定的・継続的な教育環境の整備に資することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 教育環境整備支援交付金は、交付対象県が「高校生修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）」（平成23年11月21日 文部科学大臣 裁定）（以下「実施要領」という。）の第3に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「造成事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 教育環境整備支援交付金の交付額は、実施要領別紙1（被災私立学校復興支援事業）及び同別紙2（被災私立専修学校等復興支援事業）により算定された取り崩し額の合計額とする。

(交付の条件)

- 5 教育環境整備支援交付金の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 造成事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 造成事業が完了しない場合又は造成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 造成事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
 - (4) 造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を様式4により作成し、これを造成事業の完了した日（造成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分又は担保に供してはならない。
 - (6) 教育環境整備支援交付金により造成される基金は、高校生修学支援基金に加えて造成することとなるが、高校生修学支援基金事業及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による事業とは区分経理の上、管理、運用等を行わなければならない。

- (7) 交付対象県は、毎年度基金の管理、運用、取崩し等に係る事業の経理の精算終了後、実施要領に定めるところにより、事業実施状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、実施要領に定めるところにより、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) (8)のほか、取崩し見込みのない基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、文部科学大臣は交付対象県に対し、年度途中であっても国庫に納付させることができる。

(申請手続)

- 6 教育環境整備支援交付金の交付を受けようとする交付対象県は、実施要領別紙1及び2の方法により算定される額について、それぞれ様式1による申請書に関係書類を添えて、別途通知する期日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 7 前項による書類の提出後に、対象者数の増減等により交付金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、前項に準じて変更後の書類を作成し、別途通知する期日までに文部科学大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知)

- 8 文部科学大臣は、6による交付申請書の提出があったときは、審査の上交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を交付対象県に送付するものとする。
- 9 7の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前項を準用する。

(実績報告)

- 10 この交付金の実績報告は、基金設置後速やかに(5の(1)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式3による報告書を文部科学大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 11 特別の事情により4及び6から10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金の
第 回交付(変更交付)申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 交付金申請額 金 円
(既交付決定済額 金 円)

【申請額内訳】	事業に 要する経費	交付申請額	既交付申請額	差引増減額	備考
①被災私立学校復興支援事業					
②被災私立専修学校等復興支援事業					
合 計					

2 添付書類

- (1) 都道府県の歳入歳出予算(見込)書の抄本
- (2) 都道府県の基金条例

平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
第 回交付決定通知書

都道府県知事 殿

平成 年 月 日付第 号で申請のあった平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣

印

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、「平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日付第 号申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。

交付金の額	金	円
（既交付決定済額	金	円）

【金額内訳】

①被災私立学校復興支援事業	金	円
②被災私立専修学校等復興支援事業	金	円

- 3 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服のある場合には、適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式 3)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金の第 回事業実績報告について

標記について、次のとおり報告する。

1 交付金精算額 金 円

(交付決定額 円)
既実績報告済額 円)

2 添付書類

- (1) 都道府県の歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (2) 都道府県の基金条例

(様式4)

平成 年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金調書

都道府県名 _____

(単位：円)

国		地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項) 東日本大震災復旧・復興私立学校振興費										
(目) 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金										
うち、										
①被災私立学校復興支援事業										
②被災私立専修学校等復興支援事業										

(注1) 「地方公共団体」欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2) 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

(注3) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

高校生修学支援基金事業実施要領
(被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金)

平成23年11月21日 文部科学大臣裁定

第1 通則

高校生修学支援基金のうち、被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金(以下「教育環境整備支援交付金」という。)により、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「交付対象県」という。)に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる事業(以下「教育環境整備支援事業」という。)については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 基金事業

1 基金の造成

基金は、別に定める「平成23年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱」(平成23年11月21日文部科学大臣裁定。以下「教育環境整備支援交付要綱」という。)に基づき、国からの交付金を受けて交付対象県に造成するものとする。

2 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- (1) 基金の設置目的
- (2) 基金の額
- (3) 基金の管理
- (4) 運用益の処理
- (5) 基金の処分

3 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。)

4 基金の運用益

基金の運用によって生じた運用益等は、当該基金に繰り入れるものとする。

5 基金の取崩しの制限

基金(4により繰り入れられた運用益を含む。以下同じ。)は、第3に掲げる教育環境整備支援事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6 基金事業の中止

交付対象県は、基金事業又は教育環境整備支援事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

7 基金事業の終了

- (1) 基金事業及び教育環境整備支援事業は、平成26年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、平成26年度末までに実施した教育環境整備支援事業に係る精算については、平成27年6月末まで延長することができるものとし、この場合、教育環境整備支援事業の清算手続きが全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。
- (2) 基金を解散する場合には、解散する時までの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散する時に有する基金の残余额を国庫に納付しなければならない。
- (3) 文部科学大臣は、教育環境整備支援交付要綱5(9)により、取崩し見込みのない基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、別に定めるところにより、交付対

象県に対し、年度途中であっても国庫に納付させることができる。

8 基金事業実施状況報告

交付対象県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

第3 教育環境整備支援事業

1 教育環境整備支援事業の対象

教育環境整備支援事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 被災私立学校復興支援事業

交付対象県が、東日本大震災に起因する事情により幼児児童生徒数が減少した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）の安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組に対して支援する事業。事業の内容は別紙1のとおり。

(2) 被災私立専修学校等復興支援事業

交付対象県が、東日本大震災に起因する事情により学校法人及び準学校法人が設置する私立の専修学校及び各種学校（各種学校については修業年限2年以上。）（以下「私立専修学校等」という。）が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組に対して支援する事業。事業の内容は別紙2のとおり。

2 基金からの取崩し額の算定方法

教育環境整備支援事業の実施に必要な経費として、基金を取り崩すことができる額（以下「取崩し額」という。）は、別紙1及び別紙2により算出された額の範囲内の額とする。

3 教育環境整備支援事業の実績報告

(1) 交付対象県は、教育環境整備支援事業が終了したとき又は平成26年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に別紙様式2により実績報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。

(2) 文部科学大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、交付対象県に対して報告を求め、又は文部科学省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る教育環境整備支援事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

(3) 文部科学大臣は、前項の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、教育環境整備支援事業交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付対象県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

別紙 1

被災私立学校復興支援事業

1 事業の目的

東日本大震災に起因する事情により、幼児児童生徒数が減少した私立学校の教育環境の保障を図る取組に対する補助事業を行った交付対象県の負担を国費で支援することにより、安定的・継続的な教育環境の確保に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

東日本大震災に起因する事情により、私立学校の幼児児童生徒数が減少したことに伴う授業料等納付金の減収額を対象に交付対象県が補助を行う事業。

(2) 対象となる私立学校

東日本大震災に起因する事情により、平成22年度に比して授業料等納付金収入額が1割を超えて減少となった交付対象県に所在する私立学校であって、5の教育復興計画書が適正と認められるもの。ただし、休園・休校中であって、運営の再開に向けた活動を行っていない私立学校を除く。

3 対象経費

対象経費となる授業料等納付金は以下のとおりとする。

- ・ 保育料、授業料
- ・ 入学（園）料
- ・ 施設整備費等（実質的に保育料、授業料と同等と見なすことができる納付金）
- ・ 入学（園）検定料

4. 取崩し額の算定方法

取崩し額は、以下により算定された額を千円未満切捨てた合計額の範囲内とする。

各学校（園）毎の各対象経費毎に $(A \times 0.9 - B) \times 0.9$

A：平成22年度の各対象経費の収入額

B：当該年度の各対象経費の収入額

※上記の方法に抛りがたいと交付対象県が認める場合は、別途協議するものとする。

5 教育復興計画書

本事業の実施に当たり、私立学校の設置者は別紙様式3による教育復興計画書を提出し、所轄する県に提出すること。その内容に変更がある場合も同様とする。

教育復興計画書の提出を受けた県においては、当該計画書の内容を精査し、その適正性について判断すること。

また、国及び交付対象県は、当該計画書に沿った取組が行われているか等について、必要に応じて調査を行うことが出来る。

被災私立専修学校等復興支援事業

1 事業の目的

東日本大震災に起因する事情により、私立専修学校等が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組を対象に補助事業を行った交付対象県の負担を国費で支援することにより、私立専修学校等及び交付対象県の復興に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

① 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組

ア 安心・安全な教育環境の整備に向けた取組

放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実 等

イ 生徒が安心して学べる環境の整備に向けた取組

生徒募集、進路・就職指導、入学・進学・就職に関する説明会・相談会の開催、関連情報の発信機能強化などきめ細かな支援 等

ウ 教育活動の継続に向けた取組

実習・インターンシップ等の継続実施に必要な支援 等

エ 学校の教育活動を通じた周辺地域の復興への貢献等を図るための取組

専修学校・各種学校で修得した知識・技術等を活用した教職員・生徒による復興支援活動（複数校との連携による実施も可。）

なお、上記エの取組に当たっては周辺地域の復興支援への貢献等を図るための取組に当たっては、授業の目的と密接な関わりを有する復興支援計画の企画・立案に努め、教育上の効果が期待できるものとなるよう配慮し、当該復興支援活動が授業科目の履修とみなす学修となるよう努めること。

(参考) 「東日本大震災に伴う専修学校・各種学校生徒のボランティア活動について」
平成 23 年 4 月 5 日付け生涯学習推進課長通知

② 地域の安全・安心を確保するための取組

・放射線の知識・測定の実務・装置の操作・データ分析の能力等を習得する教育講座等の提供(当該校及び県内他校の生徒・教職員、地元住民、自治体職員等を対象)

・放射線計測関係機器の導入による地元の市町村、住民、企業等からの依頼に対し、土壌・水質等の検査及び情報提供

・自治体・医療機関・放射線研究機関等との連携等に必要な放射線機器の共同利用(医療・放射線関係の教育活動を行う学校を対象)

(2) 対象となる私立専修学校等

交付対象県に所在する学校法人及び準学校法人が設置する専修学校、各種学校（修業年限2年以上）、並びに私立専修学校等の教育の振興若しくは職業分野の人材養成を目的とする法人（営利を目的とする法人を除く。以下「団体」という。）であって、東日本大震災に起因する事情により安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組に対して支援する事業を行うもの

3 取崩し額の算定方法

取崩し額は、次により算定された額の合計額の範囲内の額とする。

なお、算定過程では1円未満四捨五入とするが、取崩し額の合計額は千円未満切捨てとする。

私立専修学校等の設置者又は団体が2（1）に掲げる事業を実施するために要した費用の合計額。ただし、交付対象県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1／2を上限とする。

4 教育復興計画書

本事業の実施に当たり、私立専修学校等の設置者は別紙様式4による教育復興計画書を提出し、所轄する県に提出すること。その内容に変更がある場合も同様とする。

教育復興計画書の提出を受けた県においては、当該計画書の内容を精査し、その適正性について判断すること。

また、国及び交付対象県は、当該計画書に沿った取組が行われているか等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

高校生修学支援基金（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）事業実施状況報告書の提出について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

① 交付金交付額	円
② 支出済額	円
③ 収入額（運用益等）	円
④ 残余额（①－②＋③）	円
⑤ 返還額（国庫納付額）	円

被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金 実施状況報告書関係資料

1 被災私立学校復興支援事業 各年度実績額

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合 計	
	対象学校(園)数	取り崩し額								
	(校)	(千円)								
保育料、授業料										
入学(園)料										
施設整備費等										
入学(園)検定料										
計										※1

2 被災私立専修学校等復興支援事業 各年度実績額

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合 計	
	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額
	(校)	(千円)	(校)	(千円)	(校)	(千円)	(校)	(千円)	(校)	(千円)
専修学校等										※2

(注) ※1と※2の合計額は、別紙様式1の②支出済額と合致する。

3 平成〇〇年度 被災私立学校復興支援事業 学校種別実績内訳

区 分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合 計	
	対象学校(園)数	取り崩し額												
	(校)	(千円)												
保育料、授業料														
入学(園)料														
施設整備費等														
入学(園)検定料														
計														※3

4 平成〇〇年度 被災私立専修学校等復興支援事業 学校種別実績内訳

区 分	専修学校		各種学校		団 体		合 計	
	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額	対象学校数	取り崩し額
	(校)	(千円)	(校)	(千円)	(校)	(千円)	(校)	(千円)
専修学校等								※4

(注) ※3と※4の金額は各々前ページの各年度の取り崩し額の計と合致する。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

高校生修学支援基金（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）における都道府県事業に係る実績報告書の提出について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

都道府県事業	実績額	円
(基金取崩し額)		円)
1 被災私立学校復興支援事業		円
(基金取崩し額)		円)
2 被災私立専修学校等復興支援事業		円
(基金取崩し額)		円)

(別紙様式3)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

設置者名
代表者名 印

高校生修学支援基金（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金（被災私立学校復興支援事業））における教育復興計画書の提出について

標記について、以下のとおり提出します。

1. 学校名及び校(園)長名： (校(園)長：)
2. 学校(園)所在地：
3. 復興計画期間：平成〇〇年度から平成〇〇年度
4. 復興計画期間における幼児・児童・生徒（以下「幼児生徒等」）の確保方策

復興計画期間における、幼児生徒等の確保の見込み、方策を記載

5. 復興計画期間における幼児生徒等数及び授業料等納付金収入の見込み

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼児生徒等数見込み	人	人	人	人	人
授業料等納付金収入見込み	千円	千円	千円	千円	千円

復興計画期間における収支の見込み（収入の確保や経費の縮減の見込み）、人員配置、借入や返済見込み等資金に関する事項について、該当がある場合記載

※上記事項のうち、津波や原子力発電所事故等に伴い、再開時期が確定していない場合は、現時点で考えられる再開時期を記載し、その上で再開後の見込みを記載すること。

※必要に応じて参考となる資料を添付。

(別紙様式4)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

設置者名

代表者名

印

高校生修学支援基金（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金（被災私立専修学校等復興支援事業））における教育復興計画書の提出について

標記について、以下のとおり提出します。

1. 学校名及び校長名： (校長名：)
2. 学校所在地：
3. 教育復興目標

教育復興に向けての目標・基本方針等を記載

4. 復興計画期間：平成〇〇年度から平成〇〇年度
5. 復興計画期間における生徒確保及び就学支援のための方策

- ①生徒確保について
(復興計画期間における、生徒確保の見込み、方策について記載)
- ②就学支援について
(復興計画期間における、就学支援のための方策について記載)

6. 復興計画期間における生徒数及び授業料等納付金収入の見込み

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生徒数見込み	人	人	人	人	人
授業料等納付金収入見込み	千円	千円	千円	千円	千円

ア 復興計画期間における経費削減に向けた取組、適正な人員配置などに関する事項

イ 外部資金の受入れ、借入金の返済見込み等資金に関する事項

ウ その他

7. 復興支援活動

復興計画期間における、復興支援活動への取組について記載

8. その他、教育復興目標に関する事項

※必要に応じて参考となる資料を添付。